一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の５第１項及び第167条の５の２の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和７年５月１２日

長崎県対馬振興局長　佐古　竜二

１　一般競争入札に付する事項

７対振空第４号　対馬空港敷地内除草作業業務委託

２　入札参加資格要件

会社としての参加要件

ア　建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、建設業の許可を有する者で、令和７年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく土木工事業に係る格付け等級がCランク以上であること。

イ　対馬振興局管内に主たる営業所を有するもの。（営業所とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約の見積、入札、契約の締結を行う事務所等、建設業に係る営業に実質的に関与するものを示す。）

３　競争入札に参加することができない者

(1) 令第167条の４第１項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第１号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(5) この告示の日の前日において、原則として１年以上の営業実績を有しない者

(6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者

(7) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

４　競争入札参加者の資格及び審査

(1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の５第１項及び第167条の５の２に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

　ア　２のアの建設業の許可及び格付け等級

　イ　２のイの営業所の所在地

５　入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の翌日から、令和７年５月２１日（水）までの間（県の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）とする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に持参し提出すること。

(ｱ) 競争入札参加資格申請書（様式第１号）

　　　　　(ｲ) 誓約書

　　　　　(ｳ) 印鑑届（様式第2号）

　　　　　(ｴ) 委任状（様式第3号）

　　　　　(ｵ) 口座振替申込書（様式第4号）

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア　申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ　申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒817-8520 長崎県対馬市厳原町宮谷２２４

（名称）長崎県対馬振興局管理部総務課（経理班）

（電話）（代表）0920（52）1311

　　　　（直通）0920（52）1206

　　　　　FAX 0920（52）5509

６　資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第５号）により令和７年５月２３日(金)までに通知（原則として郵送）する。

７　資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和７年９月３０日までとする。

８　資格審査申請事項の変更

　　入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第６号）を提出しなければならない。

（１）商号又は名称

　　（２）所在地

　　（３）代表者

　　（４）使用印鑑

　　（５）委任事項

　　（６）金融機関取引口座

　　（７）電話番号

９　資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、３の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、３の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は３年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は３年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。